



鳥取県公報

平成 22 年 4 月 30 日 (金)
第 8 1 8 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	住宅用火災警報器設置状況調査の実施 (278) (消防チーム) 2
	特定計量器の定期検査の実施 (279) (くらしの安心推進課) 2
	家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び 家畜等の指定 (280) (畜産課) 3
	漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための 発起人の届出 (281) (水産課) 5
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (282) (会計指導課) 5
◇ 人委告示	平成22年職種別民間給与実態調査付帯調査の実施 (1) (給与課) 5
◇ 議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況 (6) (議事調査課) 6
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出 (景観まちづくり課) 7
	鳥取県林地開発条例の規定に基づく許可状況の公表 (東部総合事務所農林局) 7
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) 8

告 示

鳥取県告示第278号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

住宅用火災警報器設置状況調査

2 調査の目的

この調査は、平成23年6月から既存住宅について設置が義務付けられる住宅用火災警報器について、県内の各市町村における設置状況を調査し、その結果を公表することにより、住宅用火災警報器の設置について県民の理解を促進するとともに、普及に向けた市町村等の取組を支援することを目的とする。

3 調査対象の範囲

県内の各市町村の住民基本台帳から無作為に抽出した世帯主6,160人

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 居住している住宅の所有関係等

イ 住宅用火災警報器の設置義務化についての認知状況

ウ 住宅用火災警報器の設置状況及び義務付けられるまでの間における設置予定

(2) その基準となる期日

平成22年5月10日から同年6月18日までのいずれかの日

5 報告を求める者

鳥取県

6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票、住宅用火災警報器の設置義務化についての概要説明資料及び返信用封筒を郵送し、調査票を鳥取県に返送する方法で行う。

7 報告を求める期間

平成22年5月10日から同年6月18日まで

8 調査票情報の保存期間

平成24年3月31日までの間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページ等で公表する。

鳥取県告示第279号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
米子市	平成22年6月1日(火)	午後1時から 午後3時まで	米子市淀江町淀江769 米子市淀江公民館
〃	平成22年6月3日(木)	〃	米子市大篠津町1619 米子市大篠津公民館
〃	平成22年6月4日(金)	午前10時から 正午まで	米子市榎原1356-1 米子市尚徳公民館
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	米子市蚊屋291-1 米子市巖公民館
〃	平成22年6月7日(月)	〃	米子市和田町1829-1 米子市和田公民館
〃	平成22年6月8日(火)	午前10時から 午後3時まで	米子市彦名町2850-2 米子市彦名公民館
〃	平成22年6月10日(木)	午後1時から 午後3時まで	米子市富益町788 米子市富益公民館
〃	平成22年6月22日(火)	〃	米子市夜見町3001-6 鳥取県計量センター米子検査場
〃	平成22年7月1日(木)から同月30日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

鳥取県告示第280号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則(平成15年鳥取県規則第77号)第3条第1項の規定に基づき移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等を次のとおり指定するので、同規則第6条第1項の規定により告示する。

平成22年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する県外の区域

- (1) 宮崎県西都市聖陵町一丁目、聖陵町二丁目、御舟町一丁目、御舟町二丁目、桜川町一丁目、桜川町二丁目、水流崎町、中央町一丁目、中央町二丁目、有吉町一丁目、有吉町二丁目、有吉町三丁目、妻町一丁目、妻町二丁目、妻町三丁目、白馬町、上町一丁目、上町二丁目、中妻一丁目、中妻二丁目、旭一丁目、旭二丁目、下妻、右松一丁目、右松二丁目、右松三丁目、右松四丁目、右松五丁目、小野崎一丁目、小野崎二丁目、新町一丁目、新町二丁目、大字右松、大字妻、大字調殿、大字片内、大字童子丸、大字茶臼原、大字穂北、大字南方、大字尾八重、大字三宅の一部(四反畑、彦七畑、市口、久保鶴、松ノ下、池向、嶋畑、八反の内、中原、次郎左衛門、天ヶ瀬、鳥子長田、茶嶋、大菌前、朝喰、石坂、尾筋西上、尾筋西下、尾筋東下、田中、溝之手、尾筋東上、国分、上ノ宮東、上ノ宮西、原口、原口二ノ西、原口二、須先、山王前畑、笹貫畑、堂ヶ島、寺崎、馬場崎、塚脇、石貫畑、石貫平ノ下、東立野、酒元ノ上、寺原脇、丸山、西都原東、西都原西、楯木上、楯木下、上永谷、下永谷、奈原、岩ヶ丸、竹ヶ迫、方迫、兼迫、岡本、鎌迫、六町迫、大迫、下甲津ヶ丸、上甲津ヶ丸、割甲津ヶ丸、元迫、北ヶ迫、青木、堂下、羽サ間、後迫、柳迫、法瀬ヶ丸、足野町、方生会、惣太郎、寺原、小末、松田平ノ下、嶋廻、松田下屋敷、松田、鏡田、大谷平、七曲、八小代、木ノ町、大工久、竹ヶ山、向菌、八反田、八反田木町、代手、下鑑、西原、上鑑、米鶴、大ヶ峰、西大ヶ峰、細

場廻、川原田、西ヶ迫、図師ヶ迫、松崎、居屋ノ内、川添、前田、平田、山王田、壺町田、笹々礼、境野、権現谷、折登、樋之道ノ西、新町、毘沙門、下鶴、鶴山、仏久保、熊野田、池廻、長田、市ヶ藪、川ノ上、土藪、大形、松之内、東川久保、西川久保、先鶴、鳥子出口、塚西、上之使、鳥子橋元、竹之脇、最所畑及び清水前)、大字清水の一部(大尾田、朝喰、鏡田、竹尾尻、上ノ原、寺山、松迫、土手ノ内、松元迫、松崎、明分、大藪、谷川、寺迫、慶久原、二月田、朝拝平、仙教、櫟木下、宮川、坂本、泉加坪、乾面、桜町、上高田、大畑、狭間、長池、川除、下高田、溝下、大井手、大内田、川向、芳畑、札畑、八ヶ久保、朝喰、大畑、大尾田、松崎及び大藪)、大字岡富の一部(宮ノ東、岡富、有峯前、有峰、西ノ前、八ノ窪、桑木畑、西川ノ上、西ノ窪、竹ノ花、西屋敷、四日市、田窪、九柵園、藏之向、下藪太郎、土ノ口、下中嶋、延命寺、上中島、上藪太郎、船倉、後藤地、瀬口、船倉下、仲川原、尾崎及び宮ノ前)、大字黒生野の一部(古川、藏向、高屋敷、西ノ藪、高藪屋敷、明ノ前及び石原)、大字三納の一部(松本原、甚助原、大廻、新田、湯無田、尾曲、諸熊、永野大原、榎木廻、岩穴ヶ廻、柿木廻、大山田、九月田、白山廻、井上、万立、上原、払谷、川久保、尾田所、大山、宮田、松本、羽子田、芦町、田中、前田、笠原、西久保、笠原川原、今別府、下島鶴、片山、弓立田、臼坪、永野原、岸見廻、堂園、永野、二反田、松廻、檜木廻、池内、水喰、住吉廻、上島鶴、鴨目、上寺廻、下寺廻、赤目、赤目川原、札立、盛、長谷場、長谷場原、野久尾原、法蓮寺、弓場元、下鶴之寺、赤目外川原、下川原、川上、田良木、長谷畑、高三納、杉ノ元、平城、山神下、浦田、上浦田、長園原、内之野、釘野、坊屋舗、下城下、下屋舗、獅子堀、師匠田、丸山、草牟田、和泉、高三納下及び戎田)、大字中尾の一部(高尾、奥畑、小原、中野、野平及び的場)、大字平郡の一部(宮ノ下、天神免、高三納、尾能田、江子田及び新開)及び大字鹿野田の一部(茶園藪、馬場、中島、田久保、請関、鶴崎、和田、河久保、瀬下、葛廻、九反竿、継母、戎田、井之尻、屋敷下、中鶴、萱野、森田、老反九歩、大安寺畑、新田、中村、東明田、幸納、島崎、深長、屋敷向、六反田、月輪、宮園、向鶴及び押通)

- (2) 宮崎県日向市大字平岩、大字幸脇、美々津町、大字塩見の一部(大草、小原葛籠谷、上水流向、一ヶ瀬、小原東ヶ迫、奥野原、田代口、溜り水、入田、出口、奥野後堀、明生、梶株、亀ノ甲、亀ノ甲前、上瓦田、下瓦田、水戸ノ川、乳母神、堀ノ田、金山ノ下、下中野、上中野、権現原山添、北上奥野、南上奥野、物足ル、薬師ノ北、明久、戸ノ平、柳ノ元、永田葛籠、河添、永田平原、久道ヶ奥、切通し、添谷、南山四人幻、高畑、南山地藏ノ西、南山鶴鳥越、南山中ノ谷、谷ノ奥、天神森、仙洞庵、一反田、一本木、車田、不動畑、上永田、下永田、下ノ原、花園、片白、柏畑、甲附、泉、大財、谷張原、小堤、西谷、出兼、笹河、新道ヶ下、通り山下、横峰、坂ノ下、淵平、宮川、猪ノガ窪、猪久保上、上奥野、柳田、南明生、通り山及び奥野前畑)、大字財光寺の一部(大谷尻、樋ノ口、三ツ枝、木原、六反田、丸池、尻無川、岩淵、池ノ田、池ノ下及び小松崎)及び日向市東郷町全域

(3) 宮崎県児湯郡高鍋町全域

- (4) 宮崎県児湯郡新富町大字日置、三納代、新田の一部(祇園原、川床、黒坂、北畦原、東畦原、西畦原、三財原、湯風呂、湯之宮、一丁田、十文字、新田原、学園台及び春日)、大字上富田、大字下富田、大字新田、大字伊倉、富田、富田北、富田西、富田東及び富田南

(5) 宮崎県児湯郡木城町全域

(6) 宮崎県児湯郡川南町全域

(7) 宮崎県児湯郡都農町全域

- (8) 宮崎県美郷町南郷区水清谷の一部(小原、滝ノ内、小又、中ノ瀬、蕨野、荒谷及び下田の原)、南郷区神門の一部(向山、渡場瀬、石越、仁久川、五味、猪ノ越、内竹、下名木、新右衛門田及び杭谷)、南郷区中渡川の一部(杭谷及び日平)及び西郷区田代の一部(横山、西ノ八峡、扇山、鳩尻、宮ノ平、岩下、ヒシリ瀧、赤木、山ノ口、山ノ川内、澤水、立野々原、漆ノ越、仮迫、田ノ原、圃ノ平、下之小川、上之小川、弓場之元、下峯地、中峯地、小川田、小川田ノ平、構谷、弥太郎屋敷、小谷、ウトノ迫、毛上ヶ谷、桑舟谷、尾澤、上之原、後内、小川内、日陰谷、榎ノ鶴、椎久保及び榎谷)

2 指定する家畜等

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにこれら^{てい}の死体並びに口蹄疫の病原体を広げるおそれのある物品

3 指定に係る期間

平成22年4月30日から当分の間

4 指定する目的

口蹄疫^{てい}のまん延を防止するため**鳥取県告示第281号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
米子市大崎1707-2 武良 賢治 米子市皆生温泉一丁目8-27 福景 順一	米子加入区	米子市漁業協同組合	米子市灘町一丁目無番地 米子市漁業協同組合	平成22年4月30日から 同年5月14日まで

鳥取県告示第282号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

交流推進課が刊行する鳥取県中南米移住史の販売代金等の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県文化観光局交流推進課

副主幹 村中 和彦

3 委任期間

平成22年4月2日から平成23年3月31日まで

人 事 委 員 会 告 示**鳥取県人事委員会告示第1号**

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年4月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

- 1 調査の名称
平成22年職種別民間給与実態調査付帯調査
- 2 調査の目的
この調査は、的確に民間の勤務条件を把握し、適正な人事行政の推進に必要な資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内事業所
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 民間における役付手当の状況
 - イ 高齢層従業員の給与カーブ
 - ウ 出向制度及び給与額
 - エ 高位の職の役員就任状況、給与額及び勤務時間
 - オ 通勤手当
 - カ 住居手当
 - (2) その基準となる期間
7に同じ。
- 5 報告を求める者
鳥取県人事委員会
- 6 報告を求めるために用いる方法
本年、職種別民間給与実態調査の実施を予定している事業所を鳥取県人事委員会事務局の職員が訪問し、調査票の内容について聴き取る方法で行う。
- 7 報告を求める期間
平成22年5月1日から同年7月30日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県人事委員会のホームページで公表する。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第6号

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第18条の規定により、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成22年4月30日

鳥取県議会議長 小 谷 茂

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況					
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ
2 件	1 件	1 件				

2 異議申立ての件数及び処理状況

該当なし

公 告

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成22年5月1日から同年6月30日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成22年6月30日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社食のみやこ鳥取 代表取締役 坂根國之
鳥取市末広温泉町723
賀露中央海鮮市場協同組合 理事長 網浜幸夫
鳥取市賀露町西三丁目27-1
- 2 大規模集客施設の名称
（仮称）食のみやこ鳥取県販売拠点施設
鳥取港海鮮市場かろいち
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地
鳥取市賀露町西三丁目323
- 4 大規模集客施設の用途
物販店舗
- 5 大規模集客施設の総床面積
4,140平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日
平成22年10月15日

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成22年4月30日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
有限会社松建工業 代表取締役 松川 敏之	鳥取市津ノ井 610	鳥取市細見地内	土石等の採掘	3.7648 ヘクタール	3.5211 ヘクタール	2.0745 ヘクタール	平成 21 年 3 月 27 日から平成 24 年 3 月 26 日まで	平成 22 年 3 月 17 日

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 4 月 30 日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県立中央病院臨床検査業務の委託 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成 22 年 3 月 9 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社ビー・エム・エル鳥取営業所
鳥取市本町二丁目 119 |
| 5 落札金額 | 87,824,126 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成 22 年 1 月 26 日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局経営課
鳥取市江津 730 |